

地方独立行政法人長野県立病院機構 平成 23 年度年度計画

第 1 県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 地域医療、高度・専門医療の提供

(1) 地域医療の提供

ア 地域医療の提供（須坂、阿南、木曾病院）

地域の医療需要に応じた初期医療及び二次医療サービスの提供を行う。

地域において県立病院が担うべき在宅医療（訪問診療・看護、訪問リハビリ）、検診業務を行う。

診療情報管理士の配置等により地域の疾病・患者動向等の把握・分析を行い、提供する医療サービスの向上を図る。

(ア) 須坂病院

患者目標（延人数） 入院 86,175 人 外来 139,380 人

【平成 23 年度に推進する事項】

- ・ 内視鏡センターの診療機能の向上を図る
- ・ MSW（医療ソーシャルワーカー）を増員し、地域の病院や診療所との連携を強化する
- ・ ピロリ菌外来の診療体制を整える
- ・ 認定看護師によるスキンケア外来を開設する

区分	平成 21 年度実績	平成 23 年度目標値
新外来患者数	23,734 人	24,640 人
手術件数（手術室）	1,711 件	1,900 件
内視鏡検査件数	4,208 件	6,300 件
分娩件数	352 件	400 件

(イ) 阿南病院

患者目標（延人数） 入院 22,311 人 外来 60,841 人

【平成 23 年度に推進する事項】

- ・ 休診している診療科の医師確保に努め診療体制を充実する
- ・ 信州大学医学部からの救急専門医の定期派遣を受けながら救急患者の受入体制の充実を図る
- ・ 訪問リハビリの充実を図る
- ・ リハビリテーション総合実施計画評価、退院前訪問指導の実施等リハビリテーション指導を徹底する

在宅医療件数（訪問診療・看護・リハビリ）

平成 21 年度実績	平成 23 年度目標値
3,095 件	4,300 件

(ウ) 木曽病院

患者目標（延人数） 入院 66,370 人 外来 143,700 人

【平成 23 年度に推進する事項】

- ・ 訪問看護の在宅医療体制を充実する
- ・ 入院患者に対する土曜日のリハビリ業務を実施する
- ・ 集中的な急性期リハビリを実施する

在宅医療件数（訪問診療・看護・リハビリ）

平成 21 年度実績	平成 23 年度目標値
5,003 件	5,050 件

イ へき地医療の提供（阿南、木曽病院）

町村並びに地域の医療、保健及び福祉関係者との連携をより強化するとともに、巡回診療により無医地区の医療確保に努める。また、へき地診療所等からの要請に基づき医師を派遣するなどの支援を積極的に行う。

(ア) 阿南病院

定期的に医師・看護師・薬剤師等のチームが無医地区を巡回し、必要な治療・薬剤処方を行う。

福祉施設等からの要請に基づき医師を派遣する。

(イ) 木曽病院

定期的に医師・看護師・薬剤師等のチームが無医地区を巡回し、必要な治療・薬剤処方を行う。

ウ 介護老人保健施設の運営

病院との機能分担と連携を図りながら充実したサービス等を提供する。

(ア) 阿南介護老人保健施設

通所リハビリ等の充実を図る。

(イ) 木曽介護老人保健施設

理学療法士を増員し、リハビリ体制を充実する。

(2) 高度・専門医療の提供

ア 感染症医療の提供（須坂病院）

県の感染症対策拠点病院として、感染症医療の提供体制の充実を図る。

- ・ 必要時に感染症病棟を県の政策医療として適切に運用することができる体制整備を維持する

- ・ 結核患者を受け入れ治療ができる県の政策医療としての体制を維持する
- ・ 県内唯一のエイズ治療中核拠点病院として、県内エイズ対策の中心的役割を果たす
- ・ 県と協力して感染症の発生予防・まん延防止などの感染症対策を推進する

イ 精神医療の提供（こころの医療センター駒ヶ根）

患者目標（延人数） 入院 39,015 人 外来 32,313 人

【平成 23 年度に推進する事項】

平成 23 年 1 月の新病院への移行に伴い、精神医療提供体制を次のとおり推進する。

- ・ 精神科救急医療機関として、24 時間体制で救急患者を受け入れる
- ・ 「児童思春期病棟」の円滑な運用を図り、児童思春期の精神疾患患者に対する専門診療の充実を図る
- ・ アルコール・薬物依存症の医療提供体制の充実のため、依存症病棟の機能の充実を図る
- ・ 「精神科救急情報センター」の開設時間を 24 時間 365 日対応とし、相談に対する受診指導の充実を図る

ウ 高度小児医療、周産期医療の提供（こども病院）

患者目標（延人数） 入院 50,179 人 外来 54,543 人

【平成 23 年度に推進する事項】

高度小児医療、救急救命医療及び周産期医療を提供するため、次のとおり取り組む。

- ・ 一般の医療機関では対応が困難な小児の重症患者を全県から受け入れるため、引き続きドクターカーを配備し緊急時の対応に備える
- ・ 救急外来（救急処置室整備）体制を充実し、緊急入院等小児救急患者の確実かつ適切な受け入れを図る
- ・ 新たにドクターヘリが配備される信州大学医学部附属病院救急部と連携し、後方医療支援ネットワークの構築を推進し、地域医療機関からの救急要請に的確に対応する
- ・ 小児の専門的救急医療対応ができる人材育成・教育制度を整備し、質の高い小児救急医療サービスの確保を図る
- ・ 長期入院患者が在宅療養に移行できるよう、県が配置する在宅支援コーディネーターと連携し、支援の充実を図る
- ・ 発達障害学齢児等への総合的支援を行う県と協調し、信大医学部附属病院及び県内医療機関との連携を図りながら、発達障害専門外来を開設する
- ・ 胎児心疾患の診断、フォローを集約化し周産期医療を充実するため県及び信州大学医学部附属病院と連携し、地域産科・周産期施設との出生前心臓診断ネットワーク（先天性心疾患スクリーニングネットワーク）を構築する。併せて地域における胎児専門診断レベル向上のため人材を育成する
- ・ 臓器提供施設として、改正臓器移植法に対応した体制整備を図る
- ・ 三次元実体模型制作室を整備し、頭蓋顔面四肢等各部位の手術開発と手術安全性の向上を進め、疾患及び手術に対する患者理解を援助するとともに、専門医と研修医の教育向上を図る

エ がん診療機能の向上（須坂、阿南、木曾、こども病院）

がん診療機能の機能向上のため、各県立病院において次のとおり取り組む。

(ア) 須坂病院
内視鏡センター及び化学療法室による、検査及び診療体制の充実を図る。

(イ) 阿南病院
MR I等の検査機器を活用し、がんの早期発見に努める。

(ウ) 木曽病院

- ・ がん相談支援センターによる、相談・情報提供機能の充実を図る
- ・ MR I等の最新機器を利用し、がん診断の向上を図る
- ・ 緩和ケアチームを活用し適切な医療の提供を図る

(エ) こども病院
小児固形腫瘍を中心とした小児がん診療治療体制の整備を進め、研究検査部門を設置する。

(3) 災害医療の提供

災害が発生した場合、各県立病院が長野県地域防災計画に基づいて適切な医療活動を積極的に行う。これに備えて、必要な災害用医薬材料品等を備蓄する。

木曽病院のDMA T（災害派遣医療チーム）は、災害現場で適切な救命救急処置等を行うため知事が実施する研修・訓練に参加する。

(4) 医療観察法への対応

医療観察法に基づく指定入院医療機関（こころの医療センター駒ヶ根）として、同法の処遇対象者が社会復帰するために必要な医療を行う。

2 5病院のネットワークを活用した医療の提供及び地域医療への貢献

(1) 5病院のネットワークを活用した医療機能の向上

ア 県立病院間の診療協力体制の充実強化

各県立病院間での医師等の人事交流及び相互派遣が円滑に行えるように、各県立病院間の連携体制の整備を進める。

イ 情報の共有化と活用

各県立病院間等を結んだネットワークシステムを適切に運用できる体制を整備し、病院間の連携を強化する。また、県立病院間で統一性を持った、診療情報の分類・集計が可能になるような体制を整備する。

- ・ 信州大学との「地域医療連携システム」を構築する
- ・ 県立病院等で利用する「グループウェア」を構築する
- ・ ハイビジョン映像と医療画像等を介して実施する多地点連結医療従事者カンファレンスを実施する
- ・ 手術室の映像やセントラルモニタ（生体情報モニタ）のデータを配信、共有して行うカンファレンスを実施する
- ・ こども・須坂両病院間の電子カルテ相互参照機能を構築する

(2) 地域の医療機関との連携等

ア 地域の医療機関との連携

他の医療機関からの視察を積極的に受け入れるなど、地域の医療機関との交流の拡大、連携体制の整備を進め、患者の紹介、逆紹介を積極的に実施する。

地域連携クリニカルパスの整備に向けた検討を進める。

こども病院では、発達障害学齢児等への総合的支援を行う県と協調し、信大医学部附属病院及び県内医療機関との連携を図りながら、発達障害専門外来を開設する。(再掲)

県立病院機構本部では、福祉・教育等県の関係機関との調整を行い、発達障害専門外来の運用を支援する。

また、胎児心疾患の診断、フォローを集約化し周産期医療を充実するため県及び信州大学医学部附属病院と連携し、地域産科・周産期施設との出生前心臓診断ネットワーク(先天性心疾患スクリーニングネットワーク)を構築する(再掲)とともに、インターネットを活用した地域拠点病院間の遠隔診断を推進する。

加えて、小児専門医療に関する開業医または地域医療機関との診療連携契約制度及び登録医制度の導入に向けた検討を進める。

紹介率及び逆紹介率(須坂病院)

区分	平成 21 年度実績	平成 23 年度目標値
紹介率	36.8%	40.0%
逆紹介率	23.4%	30.0%
紹介患者数	4,134 人	4,500 人
逆紹介患者数	3,621 人	4,000 人

- ・ 紹介患者を受け入れるため、紹介を多く受け入れる疾患を明確にし、須高地域及び近隣の医療機関への訪問活動を実施する
- ・ 福祉施設との交流会、患者退院時カンファレンス等に多くのケアマネージャー等に参加いただくよう、福祉施設等への訪問活動を実施する

紹介率及び逆紹介率(阿南病院)

区分	平成 21 年度実績	平成 23 年度目標値
紹介率	3.4%	8.0%
逆紹介率	5.8%	7.0%
紹介患者数	189 人	600 人
逆紹介患者数	483 人	550 人

- ・ 地域連携の体制づくりや地域で生活できる療養環境の形成を目指し、病院及び地域の診療所の看護師で構成する「へき地看護研究会」を開催する

紹介率及び逆紹介率（木曽病院）

区分	平成 21 年度実績	平成 23 年度目標値
紹介率	7.0%	7.0%
逆紹介率	1.8%	2.0%
紹介患者数	1,091 人	1,100 人
逆紹介患者数	1,323 人	1,400 人

イ 地域の医療機関への支援

次のとおり地域医療機関等への支援を行う。

- ・ 高度医療機器の共同利用を促進するための検討を進める
- ・ 他の医療機関からの要請に応じて医師等が派遣できる制度を整え、へき地診療所等からの要請に基づき医師を派遣するなどの支援を積極的に行う（再掲）
- ・ 信州大学との「地域医療連携システム」を構築する（再掲）
- ・ 地域医療機関等に研修センターのスキルスラボや装置を活用できる仕組みを整備するとともに、地域医療機関の職員が参加できるシミュレーション研修等の充実を図る
- ・ 地域連携室等の職員を増員し、機能の強化を図る
- ・ 小児専門医療に関する他病院との相互援助協定の締結を推進する（こども病院）
- ・ 整備予定の三次元実体模型制作室については、県内医療水準の向上にも貢献できるよう、地域の医療機関・医療関係教育機関も利用できる仕組みを整備する
(こども病院)

3 県民の視点に立った安全・安心な医療の提供

(1) より安心で信頼できる医療の提供

ア 医療安全対策の実施

医療安全対策の充実を図る。

- ・ 医療安全への取り組み状況を医療安全管理者がお互いに実地確認し合う相互査察を実施する
- ・ 他県のこども病院との相互査察を実施する（こども病院）
- ・ 北信地域の他病院との感染症に関する相互査察を実施する（須坂病院）
- ・ 県立病院ごとに「医療安全マニュアル」ポケット版を作成する
- ・ テレビ会議システムによるビデオ研修を実施する
- ・ 医療安全対策責任者（院長・医療安全管理室長等）を対象とした顧問弁護士によるリスクマネジメントに関する研修を実施する
- ・ 各県立病院において、感染症対応指針の確認と情報伝達訓練を実施する

イ 患者中心の医療の実践

質の高い医療・看護を行うため以下の取り組みを進める。

また、患者にとって分かりやすい説明や患者の気持ちをより理解する等、患者サービス向上や職員の資質向上を図るための接遇研修会を実施する。

クリニカルパス（入院患者の治療計画を示した日程表）の活用及びセカンドオピニオン体制の充実に向けた検討を進める。

- ・ 手厚い看護を実施するため、7：1の看護基準取得に向けた体制を整備する
(須坂病院)
- ・ セカンドオピニオン外来を開設する (須坂病院)
- ・ 夕暮れ総合診療、日曜眼科緊急診療の円滑な実施を図る (須坂病院)
- ・ 在宅患者等の社会復帰の促進を図るため、精神科大規模デイ・ケアの実施及び多職種チームによる訪問ケアを行うアウトリーチ活動の充実を図る
(こころの医療センター駒ヶ根)
- ・ 入院患者に対する土曜日のリハビリ業務を実施する (再掲) (木曽病院)
- ・ 集中的な急性期リハビリを実施する (再掲) (木曽病院)
- ・ 高齢化の進展を反映し、患者1人1人に合った支援策について地域の医療・福祉の有機的な連携を図るため、関係者が協議を行う看護支援連携指導(ケースカンファレンス)の充実を図る (阿南病院)

ウ 適切な情報管理

個人の権利利益の保護と併せ、県民の情報公開を求める権利に配慮して、長野県個人情報保護条例及び長野県情報公開条例に基づいた適切な情報管理を行う。

各々の実情に応じた「個人情報取扱マニュアル(職員向け)」を、各県立病院で作成するよう取組みを進める。

また、情報セキュリティポリシーの周知を図るとともに、県立病院情報基盤ネットワークの適切な運用及びセキュリティ等に関する研修に積極的に参加する。

エ 電子化の推進

須坂病院及びこころの医療センター駒ヶ根に電子カルテシステムを導入する。なお、こども・須坂両病院間の電子カルテ相互参照機能の構築(再掲)及び、信州大学との「地域医療連携システム」の構築(再掲)を実施する。

また、こころの医療センター駒ヶ根については、県立病院間等と連携可能なシステムの構築を進める。

今後、整備・更新を予定している阿南病院及び木曽病院の電子カルテシステムについては、互換性及び経済性を考慮し、各部門システムの検討を行う。

オ 医療機器の計画的な更新・整備

安全で質の高い医療を提供するため、次のとおり医療機器の更新・整備を行うが、特に高額な医療機器については、各県立病院で計画的な更新や他県立病院でのリユースが行えるような検討を行う。

なお、医療機器の選定に際しては、医師・医療技術者の代表等から構成される医療器械等審査部会で、仕様やスペックの妥当性及び機種統一等の観点から検討を行う。

県立病院名	更新・整備する主な医療機器
須坂病院	X線立位臥位撮影装置
阿南病院	自動化学発光免疫測定装置
木曽病院	超音波診断装置
こども病院	内視鏡手術TVシステム

(2) 患者サービスの一層の向上

ア 診療待ち時間の改善

各県立病院において待ち時間調査を実施し、実態を踏まえた改善につながる取り組みを行う。

また、検査機器の効率的な運用により検査待ちの改善を図る。
待合室、トイレ等の院内アメニティの環境美化を推進する。

イ 患者の満足度の向上

患者が安心して気持ちよく診療等を受けられるよう、各県立病院において接遇研修会を実施する。(再掲)

5病院共通の入院患者、外来患者を対象とする患者満足度調査を実施する。

阿南病院では、高齢化の進展を反映し、患者1人1人に合った支援策について地域の医療・福祉の有機的な連携を図るため、関係者が協議を行う看護支援連携指導(ケースカンファレンス)の充実を図る。(再掲)

ウ 患者の利便性向上

病院利用者がインターネットを通して病院の診療情報等を容易に入手できるように、手術件数やクリニカルインディケータ(臨床評価指標)を積極的に広く県民にアピールするなど、各県立病院のホームページの充実及び診療案内の作成を行う。

また、テレビCM等各種媒体を活用した県立病院機構及び県立病院の広報を積極的に行う。

(3) 地域との協力体制の構築

ア ボランティア団体、市町村等との連携

地域住民やボランティア団体等各種団体、市町村との情報交換に努め、地域と連携した活動を強化する。

地域に県立病院をアピールするため、地域に開かれた病院祭や講演会等を開催する。

阿南病院は、診療圏内の市町村及び福祉等の施設へのリハビリ指導等のための職員派遣を拡充する。

木曽病院は、木曽地域の自然を活用したセラピードックの拡充に取り組む。

イ 病院運営に関する地域の意見の反映

各県立病院において、市町村、地域住民の代表、病院支援団体及び保健・医療・福祉機関等が参加する病院運営協議会等を開催して、積極的に地域意見を反映させるよう取り組む。

また、病院モニターや患者家族会等による様々な提言を病院運営に活用するように引き続き取り組む。

4 人材の育成・確保と県内医療水準の向上への貢献

(1) 研修体制と医療従事者確保対策の充実

ア 研修体制の構築

(ア) 研修システムの構築

研修センターは、基礎研修から専門研修まで含めた以下の研修体系と研修カリキュラムを構築して職員の知識・技術の向上を図る。

- ・ 全職員の基礎研修受講体制を構築する（病院経営・医療安全・感染防止・医療倫理・メンタルヘルス・ハラスメント防止等）
- ・ リーダー職員養成研修を実施する
- ・ 先進病院への職員派遣を実施する
- ・ 新人看護職員研修体制の構築、支援を行う
- ・ スキルラボを使用したシミュレーション研修を実施する
- ・ 木曽病院に研修センター分室を置き、臨床検査技師及び診療放射線技師に関する研修体制を整備するとともに、こども病院の研修センター分室が実施する研修を充実させるなど、研修センター分室機能の向上を図る
- ・ 医療技術職員については、採用計画と連動した研修計画を作成する

また、ハワイ大学医学部 SimTiki シミュレーションセンターにおいて、シミュレーション教育の教授法に関する研修を実施し、研修受講者が指導者となりスキルラボを活用したシミュレーション教育が実施できるような体制を整備する。

各県立病院においては、病院独自の中堅職員等院内研修の実施、学会等の企画・運営への積極的な関与等の取り組みを通じ、職員の目的意識の醸成、知識・技術の向上を図る。

県立病院機構本部では、県立病院等合同研究会の開催、職員が関与する学会運営への支援等を通じ職員が研究成果等を発表できるように支援する。

（イ）臨床研修医の積極的な受入れ

各県立病院が持つ特長的な機能を活用した臨床研修プログラムに基づき臨床研修医を積極的に受け入れる。

また、指導医の確保・養成に努める。

こども病院を中心に、各県立病院の研修医に対する英語教育の強化を図るとともに、短期小児専門診療研修制度の整備を行う。

（ウ）認定資格等の取得の推進

各県立病院において認定看護師・専門看護師・超音波検査技師等の認定資格を取得するための専門研修への派遣を積極的に行う。

なお、研修センターは資格に関する積極的な情報提供を行うとともに、県立病院の医療機能向上のために必要な、医療技術職の認定資格の取得に向けた検討を進める。

認定資格の取得人数

区分	平成 21 年度実績	平成 23 年度目標値
認定看護師資格	2 人	3 人

（エ）大学院等への就学支援

県立病院での業務に活かせる知識・技術等を取得させるため、大学院等へ進学できる環境を整備する。

働きながら大学院等への進学を希望する職員に配慮した修学部分休業制度の活用を図る。

イ 医療従事者の確保

医療従事者の確保に向けた取り組みを強化する。

- ・ テレビCMの活用等広報の充実、医療系職種養成学校や高校への積極的な訪問活動、看護師採用セミナーへの積極的な参加等医療系職種採用活動の充実を図る
- ・ 医療技術職員のプロパー化を計画的に進めるための、採用計画を作成する
- ・ 看護師不足を解消するため、他職種の協力を得ながら看護業務を実施する院内体制を整備する
- ・ 看護学生に対する修学資金貸与制度を積極的に活用する
- ・ 育児と仕事の両立を可能とするよう、小学校入学前までの子を養育するための育児短時間勤務制度を活用する
- ・ 働きながら大学院等への進学を希望する職員に配慮した修学部分休業制度を活用する（再掲）
- ・ 他の医療機関との相互支援が可能となる兼業制度を活用する
- ・ 医師等の負担を軽減するため医療クラーク（医師事務作業補助者）を積極的に採用する
- ・ 基礎研修から専門研修まで含めた職員にとって魅力のある研修体系と研修カリキュラムを構築する（再掲）
- ・ 医療技術職員については、採用計画と連動した研修計画を作成する（再掲）
- ・ 県立看護専門学校について、県の看護師養成に関する支援策との調整を図りながら、県立病院機構が運営主体となるよう検討を進める

ウ 医療関係教育機関等への支援

県内医療関係教育機関等での教育を担うため職員を派遣する。また、実習生を積極的に受け入れる。

地域医療機関等に研修センターのスキルラボや装置を活用できる仕組みを整備するとともに、地域医療機関の職員が参加できるシミュレーション研修等の充実を図る。（再掲）

整備予定の三次元実体模型制作室については、県内医療水準の向上にも貢献できるよう、地域の医療機関・医療関係教育機関も利用できる仕組みを整備する。

（こども病院）（再掲）

（２）医療に関する調査及び研究

ア 診療情報等の活用

須坂病院への電子カルテ導入に伴い、県立病院間で統一性を持った、診療情報の分類・集計が可能になるような体制を整備する。（再掲）

他の県立病院についても、電子カルテシステム整備時に、同様の分類・集計が可能となるような機能の導入を検討する。

高画質診療支援ネットワークシステムの活用による、県立病院間及び信州大学医学部附属病院と診療情報の相互提供を行い、医療水準の向上に資する。

国内のこども病院間を情報ネットワークで結ぶ、小児医療に関わるコンテンツライブラリーの共同活用システムの構築を、日本小児総合医療施設協議会と協働して検討する。

（こども病院）

個人の権利利益の保護と併せ、県民の情報公開を求める権利に配慮して、長野県個人情報保護条例及び長野県情報公開条例に基づいた適切な情報管理を行う。(再掲)

各々の実情に応じた「個人情報取扱マニュアル(職員向け)」を、各県立病院で作成するよう取組みを進める。(再掲)

情報セキュリティポリシーの周知を図るとともに、県立病院情報基盤ネットワークの適切な運用及びセキュリティ等に関する研修に積極的に参加する。(再掲)

イ 地域への情報発信

県立病院が身近に感じられるよう、テレビCM等各種媒体を活用した県立病院機構及び県立病院の広報を積極的に行う(再掲)とともに、それぞれの病院が取り組んでいる調査及び研究の成果等について、県立病院のホームページに掲載するほか、健康に関する公開講座や懇談会を開催し、地域への情報発信に努める。

ウ 医療に関する試験研究への参加

治験(国へ新薬の製造を承認申請するための成績収集を目的とする臨床試験)が適正かつ安全に実施されるように治験審査委員会を設置するなど治験環境を整備し、各県立病院の状況に応じて積極的に治験を実施する。

医療に関する共同研究等へ積極的に参加し、医療水準の向上を図る。

また、大学などに、日常診療の指導のみならず、研究を指導できる人材の派遣を依頼し、臨床情報の積極的な活用を図る。

第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 組織運営体制の構築

(1) 柔軟な組織・人事運営

県立病院の機能を維持向上させるため、医療機関に適した病院機構独自の人事制度を構築する。

年度途中における職員の確保が速やかに行えるよう、適時適切な採用試験の実施や随時採用などにより、必要に応じて職員を採用する。

医療技術職員のプロパー化を計画的に進めるための、採用計画を作成する。(再掲)

各県立病院間での医師等の人事交流及び相互派遣が円滑に行えるように、各県立病院間の連携体制の整備を進める。(再掲)

また、看護部長会議、事務部長会議及び医療技術部長会議を定期的で開催し、県立病院間の情報の共有化を図る。

病院運営上の様々な課題に対して、病院の担当者間で横断的に議論・検討を行うようなプロジェクトチームを積極的に活用する。

各県立病院においても、担当者レベルまでの確実な情報伝達手段及び院内横断的な検討を行う場を積極的に設ける。

(2) 職員満足度の向上

職員の要望を踏まえて、院内保育所の設置・拡充を検討する。

職員宿舍の充実を図るため、職員ニーズ等をよく把握して計画的に職員宿舍の充実・確保を図る。

職員の心身の健康の保持増進に向け、快適な職場環境の形成及び健康相談の充実を図る。なお、5病院共通の職員満足度調査の実施について検討を行う。

(3) 医療組織にふさわしい人事評価制度の構築

職員の業績や能力を的確に評価し、人材育成、人事管理に活用するため、現行の人事評価制度を医療組織に適する制度に再構築する。

医師については、業績評価の導入に向けて引き続き制度検討を行うとともに、医療技術職については、見直した職務遂行力評価項目の検証を行い制度の定着を図る。

(4) 多様な勤務形態の導入

職員が仕事と生活を調和（ワーク・ライフ・バランス）させ、働き続けられるように、次の制度を活用する。（以下再掲）

- ・ 育児と仕事の両立を可能とするよう、小学校入学前までの子を養育するための育児短時間勤務制度
- ・ 働きながら大学院等への進学を希望する職員に配慮した修学部分休業制度
- ・ 他の医療機関との相互支援が可能となる兼業制度

2 経営体制の強化

(1) 病院運営への参画

県立病院の経営指標を職員が共有できる体制を整え、その達成度をグループウェアなどを通じて定期的に職員へ周知する。

病院運営上の様々な課題に対して、病院の担当者間で横断的に議論・検討を行うようなプロジェクトチームを積極的に活用する。（再掲）

各県立病院においても、担当者レベルまでの確実な情報伝達手段及び院内横断的な検討を行う場を積極的に設ける。（再掲）

また、経営に対する職員の意識を高め、経営への参加を促すため、業務改善や増収・経費節減策に関する職員提案制度の創設について検討を行う。

(2) 権限と責任の明確化

県立病院の医療機能が最大限に発揮できるように、病院長に付与された権限に基づき、各県立病院は迅速な職員採用、効率的な予算原案作成及び予算執行などを責任を持って行う。

また、県立病院機構本部・県立病院においては、年度計画を達成するための行動計画（アクションプラン）を策定し、PDCAサイクルによる業務運営を行う。

(3) 経営部門の体制強化

病院経営を支える事務職員の確保・育成を図るため「事務部門強化に係る平成22・23年度計画」に基づき、県立病院機構本部及び各県立病院の体制強化を図る。

- ・ 病院の事務部門の体制の強化のために、課一係制を導入し、経営企画部門を明示
- ・ 「プロパー化推進計画」を策定し、職員のプロパー化を進める
- ・ プロパー職員の育成のため、先進病院へ派遣する
- ・ 診療報酬請求業務を始めとする医事業務の順次直営化を図る
- ・ 病院長の目指す経営方針の実現に向け、情報の共有化を推進する

また、須坂病院と木曽病院では、DPC請求における精度向上のため、DPC分析結果の各科及び経営企画室会議等へのフィードバックを行いながら改善策を検討する体制を整備する。

3 業務運営の改善

(1) 業務運営に必要な指標の把握と活用

県立病院に診療情報管理士等を順次配置し診療機能を客観的に表すクリニカルインディケータ（臨床評価指標）等の整備について検討を進め、可能なものから順次導入する。

また、疾病・患者動向等の把握・分析を行った上で、提供している医療サービス水準の向上を図る。（再掲）

(2) 効率的な予算の編成と執行

各県立病院の経営方針等を十分検討した計画に基づき、各県立病院が責任をもって予算原案の作成を行う。

予算科目や事業年度間で弾力的な運用が可能となる会計制度を活用し、効率的な予算執行、在庫管理の徹底により経費の節減を図る。

特に医薬品・診療材料の購入については、県立病院間で情報共有を図るとともに、客観的なデータ等の情報に基づいた交渉等により経費の節減を図る。併せて、ジェネリック医薬品の採用を、順次進めていく。

医療機器の選定に際しては、医師・医療技術者の代表等から構成される医療器械等審査部会で、仕様やスペックの妥当性や機種統一等の観点から検討を行う。（再掲）

また、各県立病院において診療報酬の適切な請求を行い、増収（支出減）を図るため、下記の方策に取り組む。

- ・ 診療報酬、施設基準の総チェックを行う
- ・ 診療報酬算定率向上のためのベンチマーク評価を実施する
- ・ コスト低減のための分析ソフトを導入する
- ・ 人間ドック受診者増加に向けた取り組みを強化する（須坂、阿南、木曽病院）
- ・ 企業健診、協会けんぽ管掌生活習慣病予防検診、特定健診など、集団検診委託契約件数の増加のため、企業等への訪問活動を実施する（須坂病院）

医療材料費／医業収益比率 (単位：％)

県立病院名	平成 21 年度実績	平成 23 年度目標値
須坂病院	26.1	24.5
こころの医療センター 駒ヶ根	24.1	19.5
阿南病院	32.8	32.0
木曽病院	27.4	26.0
こども病院	28.9	28.0

ジェネリック医薬品採用率 (院内) (単位：％)

県立病院名	平成 21 年度実績	平成 23 年度目標値
須坂病院	9.6	13.0
阿南病院	5.9	10.0
木曽病院	7.7	9.0

(3) 病床利用率の向上

効率的・弾力的な病床管理を徹底する。

病床利用率の目標 (単位：％)

県立病院名	平成 21 年度実績	平成 23 年度目標値
須坂病院	72.4	72 以上
こころの医療センター 駒ヶ根	53.2	82 以上
阿南病院	65.0	65 以上
木曽病院	80.9	70 以上
こども病院	83.1	84 以上

(注 1) 須坂病院は結核病床を除いている。

(注 2) 阿南病院、こども病院は運用病床数の利用率である。

(4) 業務改善の評価

病院運営上、顕著な効果が見られた、増収・経費節減策を評価し、業務改善による成果の一部を当該県立病院に還元して、医療水準の向上等に向けた取り組みに活用できるシステムの検討を行い導入を図る。

第3 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

1 予算（平成23年度）

（単位：百万円）

区分	金額
収入	
営業収益	21,437
医業収益	16,364
介護老人保健施設収益	438
運営費負担金	4,393
その他の営業収益	242
営業外収益	870
運営費負担金	707
その他の営業外収益	163
資本収入	2,578
長期借入金	2,506
その他の資本収入	72
計	24,885
支出	
営業費用	19,248
医業費用	18,553
給与費	10,827
材料費	4,306
経費等	3,323
研究研修費	96
介護老人保健施設費用	401
一般管理費	293
営業外費用	847
資本支出	4,732
建設改良費	2,579
償還金	2,098
長期貸付金	54
その他の支出	0
計	24,827

（注）計数は、端数をそれぞれ四捨五入している。

【人件費の見積り】

総額 11,342 百万円を支出する。

なお、当該金額は、役職員に係る報酬、基本給、諸手当、法定福利費及び退職手当の額に相当するものである。

2 収支計画（平成 23 年度）

（単位：百万円）

区分	金額
経常的収益	22,293
営業収益	21,429
医業収益	16,342
介護老人保健施設収益	438
運営費負担金	4,393
資産見返負債戻入	16
その他の営業収益	239
営業外収益	864
運営費負担金	707
その他の営業外収益	157
経常的費用	22,377
営業費用	21,313
医業費用	20,533
給与費	10,846
材料費	4,221
経費等	2,960
減価償却費	2,414
研究研修費	92
介護老人保健施設費用	477
一般管理費	303
営業外費用	1,064
予備費	0
経常利益	△ 84
臨時利益	1
臨時損失	148
純利益	△ 231

（注）計数は、端数をそれぞれ四捨五入している。

3 資金計画（平成 23 年度）

（単位：百万円）

区分	金額
資金収入	24,885
業務活動による収入	22,307
診療業務による収入	16,364
介護老人保健施設業務による収入	438
運営費負担金による収入	5,100
その他の業務活動による収入	404
投資活動による収入	72
運営費負担金による収入	0
その他の投資活動による収入	72
財務活動による収入	2,506
長期借入れによる収入	2,506
その他の財務活動による収入	0
資金支出	24,827
業務活動による支出	20,095
給与費支出	11,342
材料費支出	4,346
その他の業務活動による支出	4,407
投資活動による支出	2,634
有形固定資産の取得による支出	2,580
その他の投資活動による支出	54
財務活動による支出	2,098
長期借入金の返済による支出	0
移行前地方債償還債務の償還による支出	2,098
その他の財務活動による支出	0
翌事業年度への繰越金	58

（注）計数は、端数をそれぞれ四捨五入している。

第 4 短期借入金の限度額

1 限度額

2,000 百万円

2 想定される短期借入金の発生理由

賞与の支給等、資金繰り資金への対応

第 5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

なし

第6 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、病院施設の整備、医療機器の購入等に充てる。

第7 その他県の規則で定める業務運営に関する事項

施設及び設備の整備に関する計画

1 施設及び設備の整備に関する計画（平成23年度）

施設・設備の内容	予定額	財源
施設及び医療機器等整備	総額 2,580 百万円	長野県長期借入金等

2 こころの医療センター駒ヶ根整備事業の推進

こころの医療センター駒ヶ根整備事業は、平成23年12月までにデイケア棟及び体育館を竣工して使用開始し、年度内に外構を含む全ての工事を完了させる。

3 阿南病院耐震化事業の推進

阿南病院の耐震化に伴う建替事業は、仮設外来部門の整備工事、旧本館棟の一部取りこわし工事を完了し、新本館棟の建設工事に着手する。